

岐阜県公報

目 次

公 示

土地改良事業計画の変更の適当の決定

(農地整備課)

ページ
一

号 外 (一) 令 和 三 年 四 月 六 日

公 示

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|--|------|---|----------|
| 木曾川右岸用水 土地改良区連合 | 施行者名 | 木曾川右岸用水 地改良区連合地区土 | 施行に係る地区名 |
| 美濃加茂市役所 坂祝町役場 富田町役場 川辺町役場 七宗町役場 八津市役所 | 縦覧場所 | 同 三 ・ ・ 五 四 ・ 一 〇 ま で | 縦覧期間 |

